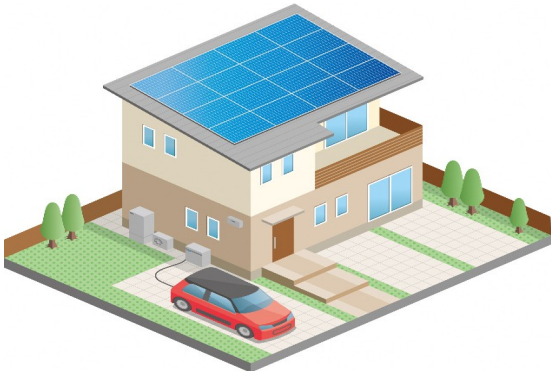


ゼロカーボンシティ
あいづわかまつ

令和8年度会津若松市住宅用 太陽光発電システム等設置補助金

会津若松市では、ゼロカーボンシティ会津若松の実現に向けて、住宅用太陽光発電システム等を設置した市民の皆様を対象に補助金を交付しています。



住宅用太陽光発電システム
【FIT契約は問わない】

+

または

住宅用蓄電池
システム

電気自動車用
充電設備
(V2H)

申請
期間

令和8年

令和9年

5 / 1 (金) ~ 3 / 31 (水)

補助申請総額が予算額に達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。【先着順】

補助
要件

「住宅用太陽光発電システム」と「住宅用蓄電池システム」
または「電気自動車用充電設備 (V2H)」を設置された方

【「住宅用太陽光発電システム」が既設の場合は、「住宅用蓄電池システム」または「V2H」
単独での申請が可能】

補助
金額

補助対象システム (未使用のものに限る)		一般補助額	子育て世帯 ※補助額
太陽光発電システム		10千円/kW (最大) 4万円	10千円/kW (最大) 4万円
また は	住宅用蓄電池システム	8千円/kWh (最大) 4万円	1万2千円/kWh (最大) 6万円
	電気自動車充電設備 (V2H)	(定額) 4万円	(定額) 6万円
補助額		最大8万円	最大10万円

※子育て世帯 (以下のいずれかの条件を満たす世帯)

- 18歳未満 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間) で就労していない者がいる世帯
- 申請時において妊娠中の子 (妊娠が母子健康手帳等で確認でき、かつ出生以降に同居するものに限る。) がいる世帯

補助金交付要綱、申請様式等についてはこちら (市HP)

市HPトップ→カテゴリ「暮らし・手続き」から「環境」→「募集 (環境)」

→「令和8年度住宅用太陽光発電システム等設置補助金について」



【お問い合わせ先・申請先】 会津若松市役所 市民部 環境共生課
申請場所：環境共生課 追手町第二庁舎 (追手町2-41)
電話番号 0242-23-4700

申請期間

- 令和8年5月1日（金）～令和9年3月31日（水）まで
※先着順となります。（お手数ですが、申請書類を環境共生課までご持参ください）
※予算額に達した場合、上記期間内であっても申請受付を締め切ります。

補助対象者・対象システムの要件 ※下記の要件をすべて満たすことが必要です

補助対象者

- 市内に住所を有している者。
- 市内に存する自らの住宅等（住宅の付帯構造物並びに住宅の敷地を含む）に対象システムを設置した者、または、自らの住居として市内に存する対象システム付き建売住宅を購入した者。
- 各対象システムの設置に係る領収書等に記載された領収日が申請する年度の4月1日から3月31日までの間であること。
- 市税を完納していること。
- 過去に本補助金を上限まで受けていないこと。

住宅用太陽光発電システム

- 太陽電池モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満であること。※増設の場合、既設分と合計で10kW未満であること。
- 会津若松市内にあり、現に居住している自らの住宅等に設置したものであること（建売住宅含む）。
- 住居等に設置された太陽光発電設備により発電された電気が、受給地点となる住居において消費されるもの。

住宅用蓄電池システム

- 国の補助事業の対象として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録をされているもの。
- 住宅用蓄電池システムから供給される電力が、住居において消費されていること。
- 未使用であること。

電気自動車用充電設備（V2H）

- 国の補助事業の対象として一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録をされているもの。
- V2Hから供給される電力が、住居において消費されていること。
- 未使用であること。

申請に必要な書類

- 補助金交付申請書（第1号様式）
- 収入印紙が貼りつけられた工事請負契約書または売買契約書の写し
- 申請者本人の住民票。申請者が子育て世帯の場合は、子どもの住民票も添付すること（発行日が申請日より3カ月以内のもの。）
※ただし、第1号様式（第6条関係）において同意した場合は、提出を省略することができる。
- 対象システムの設置を確認できるカラー写真（第1号様式別紙に貼付）
- 電力会社との関係書類
- 住宅の所在を示す地図及び設置場所の付近見取り図
- 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- 対象システムの公称最大出力の合計値が確認できる書類の写し
- 建物の所有者の承諾書（申請者と対象システムを設置した建物の所有者が異なる場合）
- 申請者本人の過去3年分の納税証明書（共有分も含む。発行日が3カ月以内のもの）
※ただし、第1号様式（第6条関係）において同意した場合は、提出を省略することができる。
- 対象システムを設置した住宅等の登記簿謄本の写し（発行日が3ヶ月以内のもの）
- 各対象システムの出荷証明書の写し又は保証書の写し
- 所在地の表記が異なるものが含まれる場合は、その同一を確認できる書類（住居番号付番通知書など）
- その他、市長が必要と認める書類

- ◎ 電気自動車や燃料電池自動車購入に対する補助金も交付しています。
詳しくは、右のQRコードからご確認ください。

